

○山梨県警察運営総合対策委員会組織の在り方検討部会の設置等について

〔平成27年3月11日〕
例規甲（務企）第54号

この度、平成27年度組織改正に伴い、山梨県警察運営総合対策委員会組織の在り方検討部会の設置及び運営に関し必要な事項を次のとおり定め、平成27年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、山梨県警察運営総合対策委員会組織の在り方検討部会の設置について（平成17年3月31日付け、通達（務）第229号）は、廃止する。

記

第1 設置

山梨県警察運営総合対策委員会に、山梨県警察運営総合対策委員会組織の在り方検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第2 調査審議事項

部会は、県民のための警察を確立し、全ての県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、山梨県警察全体の機能強化等を総合的に検討し、もって社会情勢や治安情勢の変化に的確に対応し得る組織体制を構築することを目的に、次の事項を調査審議する。

- (1) 警察本部及び警察署の機能強化に関する事項
- (2) 市町村合併等に伴う警察署の管轄区域に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

第3 構成

1 部会は、部会長、副部会長及び専門委員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

部会長	警務部長
副部会長	警務部参事官
専門委員	総務室会計課長 警務部警務課長 生活安全部生活安全企画課長 刑事部刑事企画課長 交通部交通企画課長 警備部警備第一課長

2 部会は、部会長が招集し、掌理する。

3 部会長は、必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

第4 ワーキンググループ

1 部会を補佐するため、部会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、部会に付議する事項の整理並びに部会から指示された事項の調査及び検討について所掌する。

3 ワーキンググループの主宰者は、警務部警務課企画室長とする。

4 ワーキンググループのメンバーは、調査及び検討をすべき事項に関する所属の職員の中から主宰者が指名する。

第5 庶務

部会の庶務は、警務部警務課において行う。